

## 前橋総合運動公園公園猫適正管理サポーター制度実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、前橋総合運動公園公園猫適正管理サポーター制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 前橋総合運動公園（以下「運動公園」という。）に生息する猫（以下「公園猫」という。）をめぐる問題は行政・地域・利用者の共通する課題であり、問題の解消にむけて、生命を尊重しながら公益に基づいた適正な管理を行う市民の活動を育成し、公園猫に起因するトラブル防止・匹数の自然な減少を図るとともに、地域・利用者の相互理解のもと動物愛護と公園環境の維持の両立を円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園猫 運動公園内に生息する飼い主のいない猫をいう。
- (2) 身勝手な餌やり行為 公園猫に対する不妊去勢手術、給餌後の後始末及び周辺清掃を実施することなく、また、公園猫に起因するトラブルの防止を図ることなく、公園猫への給餌を行う行為をいう。
- (3) 公園管理者 前橋総合運動公園園長をいう。

### (公園猫適正管理サポーターの登録)

第4条 前橋市は、実施団体等（3名以上で構成された団体又は、従前から同様の活動を行っている公園管理者が認めた個人）からの申請に基づき、実施団体等を公園猫適正管理サポーターとして登録することができる。

2 前項に掲げる登録を行う場合は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 実施団体等がこの要項の規定に従って活動できる団体であると認められること。
- (2) 運動公園内での活動であること。
- (3) 本事業の目的、要項の内容、活動をするうえでの留意事項などの事前研修を受けること。

### (公園猫適正管理サポーターの活動内容)

第5条 公園猫適正管理サポーターは、運動公園内において、次の活動を行う。

- (1) 不妊去勢手術の実施による公園猫の繁殖防止及び匹数の自然な減少。
- (2) 活動区域における公園猫の適正な管理及び周辺清掃。

### (留意事項)

第6条 公園猫適正管理サポーターは、前条の活動を行う場合、次の各点に留意しなければならない。

- (1) 猫を命あるものとして取り組むとともに、責任を持ってその適正管理を継続的に

実施すること。

- (2) 猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重するとともに、活動について、他の公園利用者や地域住民の理解が図られるように努めること。
- (3) 活動中は、公園猫適正管理サポーターであることを公園管理者が定める方法に従い明示すること。
- (4) 定期的に活動状況を書面及び口頭によって公園管理者に報告し、活動に関する情報の共有や連携を図ること。
- (5) 公園猫を捕獲する場合は、あらかじめ公園管理者に報告すること。

(公園管理者による連携)

第7条 公園管理者は、公園猫適正管理サポーターの活動が円滑に行われるために、次のことを行わなければならない。

- (1) 動物の遺棄・虐待の防止及び防止にかかる啓発活動に取り組むこと。
- (2) 身勝手な餌やり行為の防止に取り組むこと。
- (3) この要項に基づく「公園猫適正管理サポーター制度」を周知、広報すること。
- (4) 公園猫適正管理サポーターの活動を把握し、必要な助言を行うこと。
- (5) その他、この要項に基づいて行われる公園猫適正管理サポーターの活動に協力すること。

(啓発的取り組みの推進)

第8条 「公園猫適正管理サポーター制度」の運用に際して、公園管理者及び実施団体等は、第2条に規定する制度の目的に照らして市民協働及び市民相互の理解によって取り組むことを基本とし、身勝手な餌やり行為など公園猫にかかる不適正な行為についても一方的な排除のみに終始することなく、啓発を通じて適正な公園猫の管理が図られるように努めなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 実施団体等がこの要項の規定に違反した場合、もしくは、実施団体等から提出された第4条第1項の申請内容に虚偽があった場合の他、実施団体等に第2条に掲げる目的に反する著しい非行があると認められる場合、前橋市は、実施団体等に対する公園猫適正管理サポーターの登録を取り消すことができる。

附 則

この要項は、令和4年12月23日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）前橋市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者  
連絡担当者

（TEL ）

### 公園猫適正管理サポーターの登録申請書

前橋総合運動公園公園猫適正管理サポーターの登録を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、「前橋総合運動公園公園猫適正管理サポーター制度実施要項」を遵守し活動することを誓います。

### 記

1 活動計画

2 活動実績

3 添付資料

団体名簿（任意様式）